

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、自治会自主防災部（以下「自主防災部」と略す）と称する。

(目的)

第2条 自主防災部は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震、風水害等）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 自主防災部は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集、情報伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当等に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) 自治連合会、区長会及び自治会の区域で組織された自主防災会と相互に協力し、連携をとること。

(役員)

第4条 自主防災部には次の役員を置く

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 5名
- (5) 監事 1名

第5条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

第6条 部長は、自主防災部を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理及びを行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第 7 条 自主防災部の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年 1 回 4 月に 自治会 の定例総会に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は部長が必要と認めたとき、招集する。
- 4 役員会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない。
- 5 部長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第 8 条 自主防災部は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等に関すること。
 - (5) その他必要とする事項。

(会計)

第 9 条 自主防災部の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

第 10 条 自主防災部の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

第 11 条 自主防災部の会計年度は、毎月 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 12 条 自主防災部の監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第 13 条 この会則に定めない事項で、自主防災部の運営に必要な事項は、部長が役員会に諮り定める。

(附則)

この会則は平成 15 年 1 月 1 日から実施する。